厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

2024年度 所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定状況 (2024年4月1日~2025年3月31日)

疾患名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数											1	1
	日数											4	1
尿路感染症	人数	3	3	4	1	1	5	3	2	3	4	6	5
	日数	23	20	20	7	7	25	21	17	11	16	21	25
帯状疱疹	人数						1	1					
	日数						10	6					
蜂窩織炎	人数	1						1		2	1		
	日数	6						10		9	2		
慢性心不全 の増悪	人数												
	日数												

## 【算定要件】

- ① 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は肺炎等により治療を必要とする状態となった利用者様に対して、 治療管理として投薬 検査 注射 処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし 月に1回算定するものである。
  - 1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ③ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ④ 所定疾患施設療養費の対象となる利用者の状態は、以下の通りであること。
  - イ)肺炎
  - 口)尿路感染症
  - ハ)帯状疱疹
  - 二)蜂窩織炎
  - ホ)慢性心不全の増悪
- ⑤ 算定するにあたっては、診断名 診断を行った日 実施した投薬 検査 注射 処置の内容等を 診療録に記載しておくこと。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。 公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の 算定状況を報告すること。